

平成30年度 第1回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成30年4月26日（木） 午後3時30分 開議  
城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第7回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第12回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第1号 宮古島市総合博物館協議会委員の任命について
- 日程第6 議案第2号 宮古島市社会教育委員の委嘱について
- 日程第7 議案第3号 宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第8 議案第4号 宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 城辺地区統合中学校実施計画策定委員会設置要綱について
- 日程第10 報告第1号 臨時代理処分の承認について（宮古島市立幼・小・中学校普通教室等空調設備設置検討委員会設置要綱について）
- 日程第11 そ の 他

## 議案第 1 号

宮古島市総合博物館協議会委員の任命について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 0 年 4 月 2 6 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

宮古島市総合博物館協議会委員の任期が平成 3 0 年 5 月 3 1 日で満了となり、宮古島市総合博物館条例第 3 条の規定により新たに任命する必要があるため、本案を提出します。

宮古島市総合博物館協議会委員名簿（案）

任期 平成30年6月1日～平成32年5月31日

区分	委員名	再・新	専門分野	備考
学識経験者	下地 和宏	新	考古	宮古島市史編さん委員長
	仲地 邦博	再	自然	宮古野鳥の会会長 宮古島市史編さん委員会委員
	瑞慶山 昇	再	美術	元沖縄県立博物館・美術館副館長
	小祿 裕子	再	民俗	元宮古島市総合博物館学芸員
	稲福 政斉	新	民俗	沖縄国際大学非常勤講師 沖縄大学非常勤講師
	岩本 大輔	新	工芸	元生涯学習振興課文化財係嘱託職員
学校教育	乾 邦夫	新		宮古島市立下地小学校校長
	砂川 誠	新		学校教育課指導主事
社会教育	大城 裕子	再		宮古島市文化協会会長
	佐藤 宣子	再	植物	宮古島市文化財保護審議委員会委員

## 議案第 2 号

宮古島市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 0 年 4 月 2 6 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

宮古島市社会教育委員の任期が平成 3 0 年 4 月 3 0 日をもって満了となり、宮古島市社会教育委員に関する条例第 3 条の規定により、次の社会教育委員を置く必要があるので、本案を提出します。

宮古島市総合博物館協議会委員名簿（案）

任期 平成30年6月1日～平成32年5月31日

区分	委員名	再・新	専門分野	備考
学識経験者	下地 和宏	新	考古	宮古島市史編さん委員長
	仲地 邦博	再	自然	宮古野鳥の会会長 宮古島市史編さん委員会委員
	瑞慶山 昇	再	美術	元沖縄県立博物館・美術館副館長
	小祿 裕子	再	民俗	元宮古島市総合博物館学芸員
	稲福 政斉	新	民俗	沖縄国際大学非常勤講師 沖縄大学非常勤講師
	岩本 大輔	新	工芸	元生涯学習振興課文化財係嘱託職員
学校教育	乾 邦夫	新		宮古島市立下地小学校校長
	砂川 誠	新		学校教育課指導主事
社会教育	大城 裕子	再		宮古島市文化協会会長
	佐藤 宣子	再	植物	宮古島市文化財保護審議委員会委員

## 議案第 3 号

宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 0 年 4 月 2 6 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

宮古島市文化財保護審議会委員の任期が平成 3 0 年 4 月 3 0 日に満了となり、宮古島市文化財保護審議会条例第 4 条の規程により新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。

## 宮古島市文化財保護審議会委員

任期: 自 平成30年 5月 1日  
至 平成32年 4月 30日

	氏名	住所	専門区分	備考	委嘱
1	シモジ カズヒロ 下地 和宏		考古	宮古島市史編さん委員長	再
2	ウエザト マサアキ 上里 雅章		郷土芸能	元小学校校長、新里民俗芸能保存会会長	新
3	サトウ リコ 佐藤 宣子		植物	宮古島市市史編さん嘱託員	再
4	キンジョウ トオル 金城 透		考古	沖縄県立宮古工業高校校長	再
5	カジワラ ケンジ 梶原 健次		海洋	博士(水産学) 水産課補佐	再
6	ナカチ クニヒロ 仲地 邦博		動物	宮古野鳥の会会長	再
7	ガナハ サトル 我那覇 念		歴史	元沖縄県立浦添高等学校校長	元
8	ナカマ アキノリ 仲間 明典		郷土史	元市議会議員、元伊良部町企画室長	新

議案第4号

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年4月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮島小学校の廃校に伴い規則を改正する必要があるので、本案を提出します。



別紙

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「、宮島小学校」を削る。」

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

議案第 5 号

城辺地区統合中学校実施計画策定委員会設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 3 0 年 4 月 2 6 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

城辺地区統合中学校を開設するための実施計画を策定するには、策定委員会を設置し、協議及び検討する必要があるため、本案を提案します。

城辺地区統合中学校実施計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 城辺地区統合中学校を開設するための実施計画（以下「城辺統合中学校実施計画」という。）を策定するため、城辺地区統合中学校実施計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、城辺統合中学校実施計画の原案を策定し、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告し、承認を得る。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育長が任命し、又は委嘱する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 城辺地区の自治会の代表である者
- (2) 城辺地区地域づくり協議会の代表である者
- (3) 城辺地区の中学校の校長職にある者
- (4) 城辺地区の中学校のPTA会長の職にある者
- (5) 宮古島市教育委員会教育総務課長の職にある者
- (6) 宮古島市教育委員会学校教育課長の職にある者
- (7) その他教育長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び、副委員長は前条第2項に掲げる者である委員の中から選任する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(部会)

第7条 策定委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める城辺統合中学校実施計画の策定に係る専門的事項について調査研究する。

(1) 校名・校章・校歌・制服等検討部会

校名、校章、校歌、制服等の制定や選定に関すること。

(2) 教育課程等検討部会

教育課程の基本方針・基本構想等に関すること。

(3) 施設設備等検討部会

施設・設備等の整備及び生徒の登下校に関すること。

2 前項各号に掲げる部会は、それぞれ部会長、副部会長1人及び部会員若干名をもって組織する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 副部会長は当該部会の部会長を補佐し、当該部会長に事故があるとき、又は当該部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(校名・校章・校歌・制服等検討部会)

第8条 校名・校章・校歌・制服等検討部会の部会長は城辺地区の中学校の校長職にある者を充て、副部会長は城辺地区の中学校の教頭職にある者を充てる。

2 校名・校章・校歌・制服等検討部会の部会員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 城辺地区の中学校の校長、教頭、教務主任の職にある者のうち、策定委員会が指名する者

(2) 城辺地区の中学校のPTA関係者の中から、策定委員会が指名する者

(3) 学校教育課指導主事の職にある者のうち、策定委員会が指名する者

(教育課程等検討部会)

第9条 教育課程等検討部会の部会長は城辺地区の中学校の校長職にある者を充て、副部会長は城辺地区の中学校の教頭職にある者を充てる。

2 教育課程等検討部会の部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 城辺地区中学校の校長、教頭、教務主任の職にある者のうち、策定委員会が指名する者

(2) 学校教育課指導主事の職にある者のうち、策定委員会が指名する者

(施設設備等検討部会)

第10条 施設設備等検討部会の部会長は城辺地区の中学校の校長職にある者を充て、副部会長は城辺地区の中学校の教頭職にある者を充てる。

2 施設設備等検討部会の部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 城辺地区中学校の校長、教頭、教務主任の職にある者のうち、策定委員会

が指名する者

(2) 城辺地区の中学校のPTA関係者の中から、策定委員会が指名する者

(3) 学校教育課指導主事の職にある者のうち、策定委員会が指名する者

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、当該部会の部会長が招集する。

2 部会は、当該部会に属する部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は出席した当該部会の部会員の過半数で決し、可否同数のときは当該部会の部会長の決するところによる。

4 部会は、当該部会の所掌事項に係る調査研究内容について、策定委員会に適宜報告し、助言や承認を得なければならない。

(部会員の任期)

第12条 部会長、副部会長及び部会員の任期は、当該部会に係る前条第4項の規定による報告の終了をもって満了する。

(報償費)

第13条 委員及び部会員に対する報償費は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第14条 策定委員会及び部会の庶務は、学校規模適正化対策班において処理する。

(事務局)

第15条 策定委員会及び部会の事務局は、教育部の学校規模適正化対策班及び教育総務課、学校教育課で組織を構成し、事務を処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか策定委員会及び部会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初で開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

議案第6号

宮古島市教育委員会委員定数条例制定の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年4月26日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

複雑多様化する教育行政に対応するため、教育委員を増員するには条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

宮教総第 号  
平成30年 月 日

宮古島市長  
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

6月定例議会議案提出について（依頼）

みだしの件について、6月定例議会へ下記の議案提出を依頼します。

記

宮古島市教育委員会委員定数条例の制定について

議案第 号

宮古島市教育委員会委員定数条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年6月 日提出

宮古島市長  
下地 敏彦

提案理由

著しい社会情勢の変化に伴い複雑多様化する教育行政に対応するため、教育委員を増員するには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。



別紙

宮古島市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、宮古島市教育委員会の委員の定数は5人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 報告第1号

臨時代理処分の承認について（宮古島市立幼・小・中学校普通教室等空調設備設置検討委員会設置要綱について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

平成30年4月26日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

## 別紙

### 宮古島市立幼・小・中学校普通教室等空調設備設置検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 宮古島市立幼・小・中学校普通教室等への空調設備設置に向け、整備の手法や方針等を検討するため、宮古島市立幼・小・中学校普通教室等空調設備設置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 空調設備の設置及び整備計画等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 宮古島市立小・中学校長の代表者
- (2) 宮古島市立小・中学校PTAの代表者
- (3) 市の職員
- (4) 前3項に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、第1条の目的を達成した日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の会議を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開催される会議は、教育長が招集する。